

Client Alert

17 February 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



中野 綾子
アソシエイト
03 6271 9879
Ayako.Nakano@bakermckenzie.com

欧州における意匠制度の改正について

約 10 年の歳月を経て、2024 年 12 月 8 日、ついに欧州意匠（以下「EU 意匠」）に関する新しい法律が欧州連合官報に掲載された。この新しい法律は、共同体意匠に関する改正規則第 2024/2822 号（以下「EU 意匠規則」）と意匠第 2024/2823 号の法的保護に関する改正指令（以下「EU 意匠指令」）で構成されている。欧州の意匠制度の改正は、欧州連合における意匠保護の枠組みをより現代化し、現在の技術進歩に合わせることを目的とする。EU 意匠規則は 2025 年 5 月 1 日に発効し、EU 意匠指令は 2026 年 7 月 1 日に発効する予定である。EU 加盟国は、2027 年 12 月 9 日までに国内法の改正が必要となる。

主要な変更点

定義の変更

- 共同体意匠は、今後、EU 意匠と呼ばれるようになる

共同体意匠から EU 意匠への変更は、欧州連合商標（EUTM）における用語の統一に対応するものである。加えて、欧州で登録された意匠の権利者は、意匠が欧州連合において登録されていることを示すために、新しい意匠表示（Ⓢ表示）を使用することができる。

- 「意匠」と「製品」のより広い定義

「意匠」の定義は、製品の一部または製品全体の外観を超えて、「それらの機能の動き、遷移、またはその他の種類のアニメーション」を含むように拡大された。加えて、「製品」の定義は、デジタルデザインなどの非物理的な形態を包含するように修正され、グラフィカルユーザーインターフェイスを明示的に含んでいる。

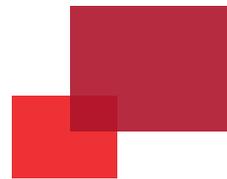
主要な実体的変更

- 文化遺産

EU 加盟国は、国益に関わる文化遺産の要素を全体または一部に含む意匠の登録を拒否することができる。

- 3D 印刷

意匠権者の独占的排他権に、3D 印刷を含むように拡大された。意匠を記録するあらゆる媒体やソフトウェアを作成し、ダウンロードし、複製し、及び共有し、または他人に配布することは、EU 意匠の侵害とみなされる。



- **非視認性**

EU 意匠の保護は、出願時に示された意匠の特徴のみを対象とするが、意匠保護の恩恵を受けるためには、複雑な製品の構成要素である部品を除き、特定の時間や特定の使用状況で意匠の特徴が視認可能である必要はない。

- **輸送中の貨物**

EU 意匠権者は、その権利者が欧州連合内でその商品を販売する意図がなくても、輸送中の偽造品を差し押さえることができる。

- **スペアパーツ**

複雑な部品の修理に使用されるスペアパーツは保護の対象外となる。既存の製品の外観を復元するために使用される「must-match」部品のみが保護の範囲に含まれる。既存の登録によって保護されているスペアパーツは、2032 年 12 月まで継続して保護される。

- **無効手続**

EU 加盟国は、無効化のための行政手続を導入するオプションを持つことができる。また、意匠権者が、無効理由に異議を唱えないケースの処理するために、無効手続の Fast Track が 2026 年 7 月 1 日に導入される。これは、デザインのハイジャックや明らかな侵害が発生し、正当な意匠権者のアクションに争いが無い場合に有効な手続となる。

主要な手続的変更

- **出願の一元化**

EU 加盟国は、各国の特許庁を通じて意匠出願を行うことはできなくなる。すべての意匠登録出願は、EUIPO を通じて提出する必要がある。

- **出願日確定のための出願料金の支払い**

出願日を確定させるためには、出願料金の支払いが必要である。出願料金は、出願から 1 か月以内に支払わなければならない。

- **複数意匠の出願**

出願人は、異なるロカルノ分類に属する最大 50 件の意匠を 1 件の手続で出願できるようになり、複数意匠の出願がより効率的かつ費用効率の高いものになる。

- **更新手続**

EU 意匠の更新期間は EUTM と同じようになる。更新期間は、EU 意匠の保護が終了する月の最終日ではなく EU 意匠の権利期間満了日の 6 か月前となる。さらに、更新料が値上がりする。